

農業の労働環境改善に向けた政策の在り方に関する検討会 開催要領（案）

令和 年 月 日

1 趣旨

近年、農業就業人口の減少が進む中で、人材を雇用する経営体が人と農地の受け皿として安定的に地域農業を支える事例が増加するとともに、新規就農者に占める雇用形態の割合が増加するなど、雇用就農の重要性が年々高まっている。その一方で、少子高齢化等の影響により、人材獲得が全産業の共通の課題となる中で、将来の我が国の農業を担う人材を確保する上では、他産業と比較しても遜色のない農業の労働環境の整備を進めていくことが重要な課題となっている。こうした状況の下、令和6年5月の食料・農業・農村基本法の改正においては、「農業の雇用に資する労働環境の整備」が明記されたところである。

これらを踏まえ、農業の労働環境に関して、特に重要な検討課題である各種労働関係法制における農業の取扱いを含め、今後の政策の在り方について検討を進めるため、農業の労働環境改善に向けた政策の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

2 検討会の招集

検討会は、農林水産省経営局長が招集する。

3 委員等

- (1) 委員は、別紙の「委員」の欄に掲げる者とする。
- (2) 検討会は、委員のほか、別紙の「オブザーバー」の欄に掲げる者を置くほか、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見の表明や説明を求めることができる。

4 運営

- (1) 検討会は原則として非公開とする。
- (2) 配付資料及び議事概要は、検討会終了後、農林水産省ホームページに掲載する。ただし、委員その他の出席者からの提出資料であって、当該者が非公開を希望したもの及び検討会において非公開とすることが適当であると認める資料については、この限りではない。
- (3) 検討会の事務局は、農林水産省経営局就農・女性課において行う。